

行政文書不開示決定通知書

中山理司様

金融庁長官 伊藤 豊

令和7年11月4日に受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求を受けた行政文書の名称等

債務者が支払不能であることを知りつつ破産法所定の否認対象行為により銀行が融資を回収した場合、金融検査で問題視されるかどうかが分かる文書（最新版）

2 不開示とした理由

当該行政文書は作成・取得しておらず、保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は同法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

総合政策局リスク分析総括課検査監理官室企画調整第1係
TEL：03-3506-6000 内線 3261